

議事日程 (3)

令和3年3月16日 午前10時00分開会

日程第1 発言の取り消しについて

- 第2 議案第1号 芦屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第2号 芦屋町公の施設指定管理者選定委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議案第3号 芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第4号 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第5号 芦屋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第6号 芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第7号 芦屋町道路の構造の技術的基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第9 議案第8号 第6次芦屋町総合振興計画基本構想の策定について
- 第10 議案第9号 町道の路線廃止について
- 第11 議案第10号 町道の路線認定について
- 第12 議案第11号 令和2年度芦屋町一般会計補正予算 (第6号)
- 第13 議案第12号 令和2年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計補正予算 (第1号)
- 第14 議案第13号 令和2年度芦屋町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 第15 議案第14号 令和2年度芦屋町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 第16 議案第15号 令和2年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第2号)
- 第17 議案第16号 令和2年度芦屋町給食センター特別会計補正予算 (第1号)
- 第18 議案第17号 令和2年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算 (第3号)
- 第19 議案第18号 令和3年度芦屋町一般会計予算
- 第20 議案第19号 令和3年度芦屋町地方独立行政法人芦屋中央病院貸付金特別会計予算

- 第21 議案第20号 令和3年度芦屋町国民健康保険特別会計予算
第22 議案第21号 令和3年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算
第23 議案第22号 令和3年度芦屋町国民宿舎特別会計予算
第24 議案第23号 令和3年度芦屋町給食センター特別会計予算
第25 議案第24号 令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算
第26 議案第25号 令和3年度芦屋町公共下水道事業会計予算
第27 承認第1号 専決処分事項の承認について
第28 承認第2号 専決処分事項の承認について
第29 議案第26号 令和2年度芦屋町一般会計補正予算（第7号）
第30 発委第1号 芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
-

【 出席議員 】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 中西 智昭	3番 長島 毅	4番 萩原 洋子
5番 信国 浩	6番 本田 浩	7番 松岡 泉	8番 妹川 征男
9番 辻本 一夫	10番 小田 武人	11番 川上 誠一	12番 横尾 武志

【 欠席議員 】 (なし)

【 欠員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柵賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	佐竹 功
都市整備課長	山下洋二	税務課長	村尾正一	環境住宅課長	井上康治
住民課長	溝上竜平	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	浮田光二	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香

ボートレース事業局次長 藤崎隆好 企画課長 中野功明 事業課長 木本拓也

【 傍 聴 者 数 】 2名

○議長 横尾 武志君

おはようございます。

会議に入ります前に、執行部より発言の申出がっておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長 波多野茂丸君

おはようございます。

開会前に少しお時間をいただきまして、1件御報告をいたしたいと思っております。かねてより懸案でありました新過疎法の経過報告について、東京事務所より情報提供がありましたので、皆様方に御報告をいたしたいと思っております。

3月9日火曜日に、衆議院総務委員会において決定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案は、3月12日金曜日の衆議院本会議において全会一致をもって可決されました。今後、参議院において審議が行われる予定でございます。

以上、簡単ではございますが、情報の提供ということで御報告を終わらせていただきます。

以上でございます。

.....
午前10時00分開会

○議長 横尾 武志君

それでは会議を始めます。

ただいま出席議員は12名で、会議は成立いたします。

日程第1. 発言の取り消しについて

○議長 横尾 武志君

まず日程第1、発言の取り消しについてを議題といたします。

辻本議員から発言の申出がありましたので、これを許可します。辻本議員。

○議員 9番 辻本 一夫君

おはようございます。

私は3月4日の本会議において、議案第22号、令和3年度芦屋町国民宿舎特別会計予算に関して質疑を行い、執行部より答弁をいただきました。しかしながら、私が質問した内容は既に昨年9月の定例会において審議が行われており、私の認識不足により過って質疑を行ったものです。このため、後日、別紙のとおり発言の取り消しを申し出いたしました。

今後は、このようなことがないように十分注意してまいります。関係者の皆様には、大変御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。この発言の取り消しの申出を許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたします。よって、辻本議員からの申出は許可することに決定いたしました。

なお、発言に対する執行部答弁の部分については、議長において適切に措置いたします。

次に日程第2、議案第1号から、日程第28、承認第2号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 辻本 一夫君

報告いたします。

芦屋町議会議長、横尾武志殿、総務財政常任委員会委員長、辻本一夫。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第1号、満場一致で原案可決。

議案第2号、満場一致で原案可決。

議案第3号、満場一致で原案可決。

議案第7号、満場一致で原案可決。

議案第8号、賛成多数で原案可決。

議案第9号、満場一致で原案可決。

議案第10号、満場一致で原案可決。

議案第11号、満場一致で原案可決。

議案第12号、満場一致で原案可決。

議案第17号、満場一致で原案可決。

議案第18号、賛成多数で原案可決。

議案第19号、満場一致で原案可決。

議案第24号、賛成多数で原案可決。

議案第25号、満場一致で原案可決。

承認第1号、満場一致で承認。

承認第2号、満場一致で承認。

以上、報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第4号、満場一致、原案可決。

議案第5号、満場一致、原案可決。

議案第6号、満場一致、原案可決。

議案第11号、満場一致、原案可決。

議案第13号、満場一致、原案可決。

議案第14号、満場一致、原案可決。

議案第15号、満場一致、原案可決。

議案第16号、満場一致、原案可決。

議案第18号、賛成多数、原案可決。

議案第20号、賛成多数、原案可決。

議案第21号、賛成多数、原案可決。

議案第22号、満場一致、原案可決。

議案第23号、満場一致、原案可決。

承認第1号、満場一致、承認。

承認第2号、満場一致、承認。

以上でございます。報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず日程第2、議案第1号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第1号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第1号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第2号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第2号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第2号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第3号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第3号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第3号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第4号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第4号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第4号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第5号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第5号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第5号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第6号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第6号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第6号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第8、議案第7号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第7号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第7号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第9、議案第8号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

8番、妹川です。議案第8号、第6次芦屋町総合振興計画基本構想の策定について、反対の立場から反対討論を行います。

基本計画の策定に当たって、説明の中に「計画の性格・役割について長期的な展望の下、町の将来像を明確にし、その実現に向けた基本的な考え方や方針を総合的・体系的にまとめた町の最上位計画であり、芦屋町の経営方針である」と書かれています。しかし、この基本構想の内容は様々な現状に対する分析が現実からかけ離れた内容が多く、また、美辞麗句にちりばめられており、むなしさを感じざるを得ないと思っています。

主なものを4点紹介します。1つ、住民参画まちづくり条例に基づく住民協働の推進について、「魅力を活かし、住民とともに前に進む。」とありますが、現実はどうか。パブリックコメントの参加者は非常に少ない。なぜかという分析もない。住民参画まちづくり条例に基づき、町民と行政が連携して豊かな暮らしやすい協働のまちづくりの実現を目指すために、自治区担当職員制度を制定し7年目を迎えています。掛け声に終わってるのではないのでしょうか。どのような手だてをして目標を達成するのかが見えてきません。

2つ目、芦屋町の特長として、美しく豊かな自然。特に響灘に面した海岸線の美しさ、西側は

白い砂浜が広がる海岸と変化に富んでおり、「海の魅力を活かして」とありますが、芦屋海岸を散策し、目をしっかり開いて足元を見詰めれば、荒れ果てた海岸線になっていることは一目瞭然ではないでしょうか。どうして芦屋生まれの芦屋育ちの町民の皆さん、町職員、とりわけ執行部が現実に背を向けてしまっているのか。私は芦屋に来て既に45年になります。当時の芦屋海岸の姿は目に焼き付いています。私は、あることをきっかけにして芦屋の自然を守る会や洞山保存会を立ち上げ、今日まで環境保全運動に取り組んできましたが、この基本構想で芦屋海岸の美しさと表現していることに私は現実離れになっており、滑稽さとともに怒りさえ覚えるのです。

3点目、第5次芦屋町総合振興計画の後期基本計画各種団体意見交換会の議事録を見ると、観光協会が出した意見として、「芦屋町は観光、歴史資源がある。興味ある人は博多からでも来る。地蔵巡りなど魅力ある資源がある。縄文時代からの古い歴史、山鹿貝塚など。」と意見が出されています。芦屋町は昔から芦屋千軒・関千軒とうたわれたように、町内には古い歴史を持つ神社仏閣や史跡や文化財も多く、歴史と自然豊かな町ではなかったか。その由緒ある芦屋の歴史、文化遺産をどう掘り起こし、伝承し、継承し、芦屋観光資源につなげる施策がほとんどないのではないか。山鹿小学校の校歌にもあるように、平家物語に登場する山鹿兵藤次秀遠の居城であった城山、そして堂山。その堂山には300数体の五輪塔など石塔群があり、様々な遺跡が存在し、歴史的資源が豊富にある芦屋町ではないか。しかしながら歴史・文化の継承と掘り起こしの作業が、基本方針や基本計画にはそれが見えてきません。子供たちにシビックプライドを持たせるためにも、先人が作成した文献、ガイドブック、観光マップを活用し、NHKで放送されているように、「ブラタモリ」のように「ブラ芦屋散策」、「ブラサイクリング芦屋」というふうに、芦屋歴史巡りができるような地道な活動と情報発信が必要だと考えています。

4つ目には、芦屋町の海の魅力を生かした地方創生、観光まちづくりを推進する拠点となるよう、芦屋港のレジャー港化に取り組み、地域経済の活性化を図るとあるが、芦屋海岸という海の魅力は、残念ながら昔の面影は失われています。

以上、実現性の有無について問題点と疑問点を挙げ、この基本構想には反対せざるを得ません。しかし、基本計画、実施計画の段階で基本構想どおりに進めるのではなく、町の将来像を明確にし、その実現に向けた取組を進めていただくことを願い、あえてこの基本構想の制定に反対するものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。松岡議員。

○議員 7番 松岡 泉君

7番、松岡です。賛成の立場で発言させていただきます。

第6次芦屋町総合振興計画基本構想の策定について、今回の6次のこの基本構想でございますけれども、今後10年間を見据えですね、現在、芦屋の高齢化、少子化が進む中において、この基本構想は人材の発掘・育成をどのように今後やっていくかという問題を投げかけておまして、この構想の中核を担うものとなっております。今後、芦屋町の将来を見据えてどのように歩いていくか、この疲弊状況を打開するためには人材育成なくしてはありません。

実施計画はどうであれ、今後ですね、芦屋の未来を託す人たちをいかにつくるかが重要な問題である。で、今回の構想はしっかりそれを盛り込んでおります。町として、全てにおいてですね、そういった後継者、子供たちの育成、芦屋町の将来を担っていく人材をいかに確保するか、全ての面においてやっていくように構想の中に盛り込んでおられます。これは非常に重要なことであり理にかなった施策だと考えますので、基本計画、施策計画はどうであれ、この構想は間違いないと私は確信いたします。そういったことで賛成いたします。

以上であります。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、議案第8号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第8号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第10、議案第9号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、議案第9号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第9号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第11、議案第10号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、議案第10号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第10号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第12、議案第11号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、議案第11号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第11号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第13、議案第12号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、議案第12号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第12号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第14、議案第13号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、議案第13号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第13号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第15、議案第14号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第15、議案第14号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第14号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第16、議案第15号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第16、議案第15号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第15号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第17、議案第16号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第17、議案第16号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第16号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第18、議案第17号の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第18、議案第17号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第17号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第19、議案第18号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第18号、令和3年度芦屋町一般会計予算に対する反対討論を行います。

令和3年度予算を見ると、総務管理費、基幹系システムクラウドサービスや戸籍住民基本台帳費、個人番号カードやコンビニ交付システムなどにより行政のデジタル化が進められています。政府はデジタル化による行政サービスシステムの統一・標準化を2025年までに行うと言っています。行政のデジタル化を進めるために複数の自治体の情報システムを集約し、共同利用し、標準化する自治体クラウドの導入を推進しています。今年度予算はこの流れを推進するものです。

国会では、3月9日にデジタル関連法案が審議入りしました。法案は、デジタル社会に不可欠な個人情報の保護や自己情報コントロール権など、情報主体としての個人の権利をないがしろにしたまま個人データの利活用を推進する内容です。デジタル化によって個人データの管理を進め、マイナンバー制度で社会保障費の支出をさらに抑制する狙いがあります。人口の減少、人手不足、コロナ感染症対策に対応するとして、国と地方を通じた行政手続のデジタル化をマイナンバーと併せて推進する。基本台帳や税務、AI等のシステムも標準化して共同利用する。外部人材も利用する。住民の個人データを含む公共データのオープン化や、利活用も推進するというものです。

つまり、国が個人の情報を強制的に一括管理し、民間にも提供することができるようになるということです。自治体の統一・標準化の押しつけは地方自治の多様性をなくし、自治体の自立性を失わせます。これは、住民の福祉の増進を図ることを基本とした地方自治体の住民自治、団体自治を侵害するものです。

政府はあらゆる分野でマイナンバーカードの法的個人認証やマイナポータルを利用することを目指しています。学校や職場などの検診結果を含む医療・介護の個人データ、国税還付、年金給付、各種給付金、緊急小口資金、被災者生活再建資金、各種奨学金などの公金、障害者手帳や在留カード、各種免許、国家資格、学校教育における学習データなど、個人ごとにスキャンした膨大な個人データなどを対象にしています。マイナンバーの利用範囲を税・社会保障・災害の3分野に限定し、国民の情報の一元化を行わないとする従来の政府方針と整合性が取れません。

マイナンバーカードは全国民が2022年度末までに取得することを目標とし、3月からは健康保険証としての利用を開始、運転免許証との一体化も計画されています。政府はマイナンバーカードの取得を推進しようと、買物に使えるマイナポイントの付与などお得感や利便性を強調します。しかし、国民の4分の3程度はまだ取得していません。芦屋町でも約30%程度、4,200人程度です。多くの国民は、1枚のカードを通じて自分の情報が集積されることに不安を抱いているのです。

2020年の総務省の情報通信白書では、パーソナルデータの提供に当たって「不安」、「とても不安」が8割にも上り、森友、加計、桜を見る会、データ改ざん問題など政府に個人情報や預けたくないという国民の不信があります。憲法に基づく政治の信頼が求められています。本来、地方行政のデジタル化やAIの技術は、職員を削減したり無人化したりすることではなく、職員が全体の奉仕者として役割を發揮、行政サービスを推進することができ、労働負担を軽減するための補助手段として活用できるようにすべきですが、国は反対の方向に進んでいます。デジタル化という技術革新を国民の暮らしに役立てることは大切です。しかし、菅政権の下ではデジタル化が自助を強調して、社会保障を切り捨てる新自由主義的な政策を進めるための手段となり、個人情報をないがしろにして監視と統治に使い回す仕組みをつくり、警察監視国家化につながることも懸念されています。

以上のことから、行政のデジタル化の流れを進める予算案である議案第18号に反対いたします。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

議案第18号、令和3年度芦屋町一般会計予算に反対討論します。

3点に絞って行いたいと思います。1点目は今、川上議員が討論を行われましたので、この辺については簡略いたしますが、個人番号カード交付事務費補助金及び社会保障・税番号制度システム整備費補助金として約2,100万円、また、番号連携サーバー関連委託費等の歳出額は約1,800万円となっています。国策であるマイナンバーカードの普及率を高めるために様々な方法で施策を打ち出しながら、国税を湯水のごとく支出しているとしか思えません。個人情報漏えいや詐欺の危険性を持つ国民は多く、カードの必要性を感じる国民は少ないのではないかと。国からの指導が積極的にあるにもかかわらず、本年1月現在では普及率は全国で25%、町内では29%とされています。芦屋町行政としては国策に従わなければならない、そういう役割があるのでしょうかけれども、地方公共団体情報システム機構に委託した金額は、もう6,000万円をはるかに超えているのではないかと。このように税金を浪費する国策には反対せざるを得ません。

2点目、芦屋港活性化推進費1,786万2,000円が計上されています。内訳は、業務委託料の内訳として管理運営・上屋活用官民連携検討業務委託、機運醸成・情報発信業務委託として1,600万円が含まれています。約90%がコンサルタント料なんですね。これまでの私の計算によれば、芦屋港活性化推進費、平成29年度はまだ推進室はできておりませんでしたのでゼロ円なんですけど、30年度は1,362万1,000円、31年度が82万6,000円、令和2年度が3,122万6,000円、今年度が1,786万2,000円で、合計6,353万4,000円となっています。では、コンサルタント料はもうまとめますが、5,872万3,000円の92.4%が業務委託というコンサルタント。私は、コンサルタントに丸投げではないかとしか思えないんです。

芦屋港レジャー港化は芦屋の海をテーマにして事業化するものであり、ベースとなるところの海が荒廃化した現状でレジャー港化を進めることは、危険極まりない事業です。飛砂対策として打ち出した里浜づくりの松植樹は、見るも哀れな姿になり果てています。これらの問題と具体的解決を先送りした形でレジャー港化を進めることは、町民の願いを無視したものであり、環境破壊と財政難に陥ることになると危惧しています。まさに玄海レク・リゾート構想が頓挫したように、失敗に終わる可能性が高いと考えるのです。私は非常に危惧しています。

3点目、数年前からこの問題も指摘してきましたが、遠賀保護司会補助金です。遠賀保護司会補助金として1万5,000円が計上されています。令和2年度は3万8,000円だったと思うんですが、なぜ減額したのかなど。質疑でもお話ししましたが、令和2年度の町民からの募金額は幾らかということに対して、32万1,045円が募金であるというふうに報告を受けました。遠賀保護司の方々には、ボランティアで日夜活動されているということです。そういう中であって、なぜ自治体はその分についてですね、助成をしないのか。町民への半強制的な募金に頼る

のではなく、町が必要と思われる適正な金額を計上すべきではありませんか。私はこの問題に触れておりますが、あしき慣習である町民からの募金はやめるべきです。

そういう3点まとめましたが、以上でこの一般会計予算に反対をいたします。

○議長 横尾 武志君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。議案第18号令和3年度一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

新型コロナウイルス感染症による国内の混乱は先が見えない状況であります。一日も早い終息を願うばかりです。本町においても、4月下旬から予定されている65歳以上の方への新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施するため、行政が一丸となって取り組まれていることに敬意を表するものであります。

そのような中で、令和3年度の一般会計歳入歳出総額は対前年比0.2%増の83億6,000万円となっております。歳入においては、自主財源である町税はコロナ禍による景気の低迷等で11億8,700万円と前年比4,500万円の減収となっておりますが、逆に国庫補助金は2億4,600万円増の11億4,300万円となっており、国の財政状況も厳しい中で、補助金確保に努力された結果だと考えております。また、歳入において特に傾注すべきは、前年度に引き続き7億円のモーターボート競走事業からの収入であり、本町の財政運営に大きく寄与しているところであります。この財源を活用して子育て支援や安全安心のまちづくりなど、町独自の施策に取り組むことができしております。先ほど町長のほうからも御報告がありました過疎債の延長も期待できるところでありますが、今後も厳しい財政状況が続く中で、福祉の増進と住民サービスの向上を図るため、自主財源等の確保に積極的に取り組まれることを期待しております。

一方、歳出においては人づくりや地域づくり、今後重要な課題となるもので施策であります。その施策の実行をするための人材育成事業や自治区活性化事業交付金、各種団体への補助金交付、さらには、地域の安全安心を確保するための地域情報伝達システム整備工事や危険ブロック塀撤去費補助金、空き家調査委託などに係る関連予算が計上されています。子ども・子育て支援策として、母子ショートステイや母子デイケア、早期訪問による育児相談や授乳相談などを受けることができる産後ケア事業や、子ども医療費、通学費助成、保育所運営に係る関連予算も計上されております。また学校教育においては、GIGAスクール構想における子供たちの学びを深めるための1人1台タブレット付与による学校ICT支援事業や、教育環境の充実を図るため、小学校改修工事などの関連予算も計上されております。また、活力ある産業を育む施策として、創業等促進支援補助金や農業用水路浚渫工事、柏原漁港機能保全工事などの産業振興に係る関連予算も計上されています。

本年は第6次芦屋町総合振興計画の初年度であり、芦屋町の目指す将来像「人を育み 未来につなぐ あしやまち」の実現に向けて、住みたい、住み続けたいと感じるまちづくりに取り組む第一歩の予算編成と捉え、賛成討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかに。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

私も賛成の立場で討論させていただきます。

主な歳出で、地域情報伝達システムの整備工事費や公園コンクリート遊具整備工事費、緑ヶ丘団地改修事業費など、防災や生活、子供の安全など町民の生活に役立つ事業が予算化されており、私は評価できると感じました。また、庁舎玄関前駐車場点字ブロック整備工事等ですね、障害者の方が安全に外出する機会を増やすことにつながり、この整備事業についても評価できると感じました。

最後に、いろいろありますが、特にマイナンバーカード取得率があまり上がっていませんが、今回、向上のため、今までは庁舎に来ていただいて取得を促す施策だったんですが、今回は職員の方が地域に出ていくといったアウトリーチの施策で向上率を伸ばしていこうというお話がありました。なかなか取得につながらないのは、やはり出向くのが難しいとか、そこに行って窓口でするのに少しちゅうちょされるということもありますので、地域に職員の方が出ていって、そういった不安の部分も個別にお話ししていただくと少し改善にもつながるのかと思います、今回は期待できると私は評価し、賛成の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第19、議案第18号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第18号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第20、議案第19号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第20、議案第19号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第19号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第21、議案第20号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第20号、令和3年度芦屋町国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険事業の保険財政が苦しくなった原因は、低所得者などが多いなどの構造的な問題と併せて、国庫支出金が大幅に減らされてきたことにあります。1984年に49.8%あったのが2000年には34.9%となり、2008年には24%まで減っています。一方で1人当たりの保険料は3万9,000円から、2000年には7万9,000円、2008年には約9万円と2倍以上に増加しました。国が県単位化に伴い3,400億円の公費投入を行いました、この問題の解決にはなっていません。2020年から導入された保険者努力支援制度は、保険料を抑えるための法定外繰入れを続けている自治体にペナルティーを科す制度となっています。

今必要なことは、保険者努力支援制度の撤回と県知事や全国市町村会が求めている1兆円規模の公費投入による保険料の引下げ、国庫負担を大幅に増やすこと、生まれたばかりの赤ちゃんからも国保税を取る子供の均等割を廃止することです。吉富町では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、子供の均等割を免除する施策を打ち出しました。国がしないのであれば町独自の施策でも行えます。国民健康保険制度を抜本的に見直し、住民の命と健康を守ることを求めるものです。

以上のことから反対いたします。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第21、議案第20号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第20号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第22、議案第21号の討論を許します。川上議員。

○議員 11番 川上 誠一君

議案第21号、令和3年度芦屋町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

後期高齢者医療の被保険者が納める保険料は負担能力に照らして高すぎるということが、制度発足の当初から言われていました。2年ごとに見直される保険料は第7期保険料として1人当たり8万2,509円という額で、「高すぎて払えない。」との声が上がっています。保険料は重い負担となり、被保険者を苦しめています。また、菅政権は2月5日、後期高齢者が支払う医療費窓口負担を1割から2割へと2倍に引き上げる医療制度改革関連法案を閣議決定しました。2割負担は経済的事情により受診抑制を拡大し高齢者の暮らしを破壊するものであり、医療関係者をはじめ国民の多くが反対の声を上げています。

2割負担は単身世帯で年収200万円以上、夫婦とも75歳以上の世帯で年収320万円以上となり、福岡県においては約70万人の被保険者の2割に当たる14万人が該当します。芦屋町では被保険者が2,256人ですから、約450人が対象となります。13年間、保険料は上がり続け、押しつけ、低所得者への保険料特例も縮小廃止し保険料負担を増やし、今度は2割に上る被保険者の窓口負担を2倍にする。一体どこまで負担を増大させるのか、怒りに堪えません。

高齢者医療確保法では、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、後期高齢者に対する適切な医療の給付を行うために必要な制度を設け、もって国民保険の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とすると定められています。広域連合は条例で、この法に基づき後期高齢者医療を行うとなっています。これが行われていない後期高齢者医療制度は廃止し、元の老人医療保健に戻すこと求めて反対討論といたします。

○議長 横尾 武志君

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第22、議案第21号について、委員長報告のとおり原案を可決すること

に賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第21号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第23、議案第22号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第23、議案第22号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第22号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第24、議案第23号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第24、議案第23号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第23号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第25、議案第24号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

令和3年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算に反対の視点より討論いたします。

本年度予算に施設管理費として、西プラザ屋内遊具整備委託料が債務負担行為として約1億9,000万円相当の予算が組まれています。昨年9月議会では9,000万円が計上され、2年にまたがって合計約2億8,000万円になります。私は昨年9月議会で、競艇場内に子供遊具、いわゆるモーヴィ施設を設置して親子共々遊ばせることが健全なる教育環境になり得るのかと、子供の成長に悪影響を及ぼすのではないかと教育の視点から反対討論を行い、反対しました。現

在もそのようなことを考えております。したがって、この予算に反対するものです。

○議長 横尾 武志君

ほかにございますか。長島議員。

○議員 3番 長島 毅君

3番、長島です。議案第24号について賛成の立場から討論させていただきます。

ボートレース事業は今や芦屋町の財源としては、なくてはならない大きなものとなっております。先だつての第5回レディースオールスター戦の売上げも100億を超え、これもひとえにボートレース事業局の努力のたまものではないでしょうか。本年も一般会計繰入金として7億円を計上しており、今後も芦屋町の教育・福祉など、町民のために様々な費用に充当されていくだろうと認識しております。また、ボートレース振興会は「ボートレース場を地域住民の身近な施設に」を合い言葉にしており、それぞれの地域に多大なる貢献をされています。ボートキッズパークモーヴィのコンセプトにおいても、ボートレース場を地域に開かれた場所にするとうたっており、芦屋町に限らず遊び場が少なくなっている現代において、子供たちや御家族が楽しく体を動かせる場所づくりの提供は、子供たちの体力増強にもつながると考えます。

たしかに、ボートレース場が地域の皆様にとって身近な場所になれているかと言えば、まだ十分でないところもあるかもしれません。しかし、このキッズパークモーヴィの完成後は、今後、限られた方にしか利用されていない現状を変えるためにも、また御家族が毎日でも行きたくなる場所、地域の御家族の交流が自然と生まれる場所となることが大いに期待できるものと考えます。よって本議案に賛成し、賛成討論といたします。

○議長 横尾 武志君

萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。賛成の立場で討論させていただきます。

モーターボート競走事業の昨年の純利益は約36億円。今期はそれを大きく上回り、約57億円となっております。令和元年度は6億円だった一般会計の繰り出しが今回は7億円となり、その繰出金が様々な町民の生活に役立つ事業に充てられていることは評価できます。

次に、今年の7月に遊具施設がオープンし、大人も子供も300円の入場料を徴収するようですが、町内向けの優待券の配布や夢リアホールの事業を業務委託し、今後は音楽や映画上映などのイベント会場としても利活用され、地域に開かれた新たな施設として環境整備することを行う予算となっております。どうしても、競艇場という以前の暗いイメージを連想してしまいましたが、それは町政にとってメリットではないと私は考えます。したがって今回、地域に開かれた施設としてイメージアップを図る予算づけは評価できると考えます。

最後に、現在は施設の改修を繰り返していますが、将来的には建て替えなども検討する時期が来るかもしれません。今後どのような事態になっても事業継続できるよう、建設改良費を確保する必要があります。売上げ好調の今、しっかり足固めをしていただき、町民が困っているときには町政に寄与できるよう事業をしっかりと進めていっていただきたいと考え、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第25、議案第24号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

賛成多数であります。よって、議案第24号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第26、議案第25号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第26、議案第25号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第25号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第27、承認第1号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第27、承認第1号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

次に日程第28、承認第2号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第28、承認第2号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申出があります。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

次に、新たな議案が提出されております。日程第29、議案第26号を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

お疲れさんでございます。それでは、本日追加提案いたしております補正予算議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第26号の令和2年度芦屋町一般会計補正予算（第7号）につきましては、福岡県知事の辞職に伴い、本年4月11日に執行される福岡県知事選挙に係る費用について、歳入歳出それぞれ800万円の増額補正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申

上げます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑を行います。

日程第29、議案第26号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、議案第26号についての質疑を打切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第29、議案第26号については、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時19分再開

○議長 横尾 武志君

再開いたします。

お諮りします。日程第29、議案第26号については、民生文教常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを議題とし、審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告いたします。

芦屋町議会議長、横尾武志殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

先ほど追加議案について付託を受けましたので、審査結果について会議規則第77条の規定に

より報告いたします。

議案第26号、満場一致、原案可決でございます。

報告を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

日程第29、議案第26号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第29、議案第26号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、議案第26号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

次に日程第30、発委第1号を議題といたします。

お諮りします。日程第30、発委第1号については議会運営委員長より提出されたものであります。この際、提出者の趣旨説明、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論を行った後、採決を行いたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。

日程第30、発委第1号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第30、発委第1号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 横尾 武志君

満場一致であります。よって、発委第1号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

----- . ----- . -----

○議長 横尾 武志君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和3年第1回芦屋町議会定例会を閉会いたします。

長い期間の御審議、お疲れさまでした。

午前11時22分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員